

給排水設備工書の電子申請に関する取扱い

目 的

この取扱いは、給水装置工事や排水設備工事等（以下「給排水設備工事」という。）の施行にあたり必要となる工事申請に関し、名古屋市上下水道局の指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）が名古屋市電子申請サービスを利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 電子申請サービスを利用可能な工事について

電子申請サービスは、指定工事店が申請又は代理申請する工事に限り利用することができる。

電子申請サービスを利用することができる工事は、原則として、給水装置工事及び排水設備工事について同時に申請する場合で、以下に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、市外給水区域や下水道未整備地域等であって排水設備工事の施工が必要ない場合は、給水装置工事のみで電子申請を行うことができる。

- (1) 工事の受付窓口が営業センター・営業所所管であるもの（給水工事施行基準 P9、10）
- (2) メータの取付部分の給水管の口径が 25 mm以下であり、建物を新築する工事
※支管分岐による新設専用住宅は対象外とする。
- (3) 給水装置工事の電子申請の取扱い（別紙 1）中「1. 電子申請の対象条件」に定める条件
- (4) 排水設備工事の電子申請の取扱い（別紙 2）中「1. 電子申請の対象条件」に定める条件

2. 電子申請手続きについて

- (1) 名古屋市電子申請サービスを利用し申請する。利用可能時間は、名古屋市電子申請サービス稼働時間に準拠する。営業時間終了後の申請は翌営業日に受け付けたものとみなす（営業時間：月曜日から金曜日（祝日、休日及び 12/29～1/3 を除く。）午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分）。
- (2) 設計審査に係る手数料（名古屋市水道給水条例（昭和 22 年名古屋市条例第 34 号）第 16 条第 1 項第 3 号に定める手数料）（以下「設計審査手数料」という。）はクレジットカード決済（VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club のロゴマークのあるクレジットカードによる決済）で行う。領収書は発行しない。
- (3) 添付するファイル形式は PDF ファイルとすること。1 ファイル 10MB（一部 5MB）、1 申請 100MB を上限とする。
- (4) 申請書類等に不備がある場合は工事申請箇所を所管する営業センター・営業所の指示に従うこと。
- (5) 指定工事店は申請者の代理人であることを明記した書類を提出しなければならない。
- (6) 本取扱いのほかは、給水工事施行基準及び排水設備要覧に従うこと。

3. その他

- (1) 給排水設備工書の電子申請は下記サイトにおいて、申請区域ごとに、該当申請ページで行うこと。
<https://www.water.city.nagoya.jp/category/kojiten/145419.html>
- (2) 名古屋市電子申請サービスについては下記サイトを参考すること。
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (3) 申請対象外の工事の申請は従来通り窓口で行うこと。
- (4) 名古屋市電子申請サービスが利用できるのは、工事申請のみであり、それ以降の手続きは従来通り、納入通知書及び工事調書（写）を担当公所の窓口で受取ること。
- (5) 誤ったメータ口径で申請した場合、設計審査手数料の還付を行うことはできない。申請の内容によっては、改めて申請すること。
- (6) 申請対象外の工事を申請した場合、設計審査手数料の還付を行うことはできない。改めて窓口で申請をすること。

給水装置工事の電子申請に関する取扱い

1. 電子申請の対象条件

- (1) 給水装置工事申込書（一般用）、給水装置工事調書、建築確認申請受理書（給水装置工事申込書用）、給水装置工事使用材料報告書、検査確認材料報告書、合格証、日本産業規格品販売書、日本産業規格表示許可書、日水協検査合格品販売書、日水協検査証明書、認証登録証（自社検査方式）、品質確認証明書（製品ロット検査方式）、性能基準を満たす試験証明書、ISO9000 シリーズ規格への適合証明書又は新設給水装置現地案内図のみで給水装置工事に関する申込書類の提出が完結すること。
- (2) 給水装置工事調書の大きさはA3（解像度300dpi以上）とし、作成方法は給水工事施行基準を参照すること。

2. 提出書類の注意について

給水装置工事申込書（一般用）の代理人欄に、電子申請を行う者（指定工事店名等）が記載されているとともに設計審査手数料を代理人に処理させるよう“○”がついていること。提出書類は窓口申請と同様とし、PDFで申請すること。

《参考》申請対象外の例

- ・給排水設備課が受付窓口となる工事（配水管布設工事を伴う工事、分譲地給水工事等）
- ・協議を必要とする工事（40mm以上の給水装置工事、開発許可を必要とする区域への給水装置工事、中高層直圧給水を伴う工事、中高層直結加圧給水を伴う工事、集合住宅において各戸検針及び各戸徴収を適用する工事、他水混合を伴う工事、多世帯住宅を伴う工事、水道メータ筐局規格外品設置を伴う工事等）
- ・参考書類（誓約書又は覚書等）を必要とする工事（水道メータ移管を伴う工事、土地使用承諾を伴う工事、水量不足を伴う工事、私設メータを伴う工事、工事用給水装置工事、給水管の更生工事、他水設備残置を伴う工事、既設管再使用を伴う工事等）
- ・工事種別が増設・撤去工事（ただし、新設、改造工事と同時申請の撤去工事は対象とする。）
- ・支管分岐新設工事、導水装置工事が同時にある工事、給水管移管を伴う工事
- ・その他、上下水道局職員が窓口申請によるべきと判断した工事

排水設備工事の電子申請に関する取扱い

1. 電子申請の対象条件（以下の条件を全て満たすもの）

- (1) 取付管・排水設備・水洗便所工事（承認）申請書（第8号様式）、代理人（選定・変更・廃止）届出書（第16号様式）、排水設備図面又は工事完成届兼使用開始届（第12号様式）のみで排水設備に関する提出書類が完了するもの
- (2) 排水設備図面の大きさはA3（解像度300dpi以上）とし、作成方法は「排水設備調書類の作成について」を参照すること。

2. 提出書類の注意について

代理人（選定・変更・廃止）届出書（第16号様式）^{*}の代理人欄には、排水設備工事店の名称等が記載されていること。代理人に委任する事項に「排水設備工事の電子申請に関する事項」と明記されていること。提出書類は窓口申請と同様とし、PDFで申請すること。

※様式は名古屋市上下水道局公式ウェブサイトに掲載（下記参照）

お客さまへ > 水道・下水道の各種お手続き > 給水設備・排水設備の工事をする場合 > 排水設備 > 排水設備要覧及び関係図書 > 排水設備工事関係様式集 > 08.【電子申請用】代理人（選定・変更・廃止）届出書

《参考》申請対象外の例

- ・給排水設備課が受付窓口となる工事（関連工事費の対象となる工事、くみ取り改造・浄化槽廃止を伴う工事等）
- ・地下排水槽設置工事を伴う工事
- ・誓約書又は土地使用承諾書を必要とする工事
- ・その他、上下水道局職員が窓口申請によるべきと判断した工事